産業医契約書(案)

事業所 (以下「甲」という。)と産業医 (以下「乙」という。)は、労働安全衛生法第 13 条に基づく産業医の委託に関して次のとおり契約を締結する。

（産業医選任）

第１条　甲は、労働安全衛生法第 13 条の規定に基づき、本契約書に定めた事業場(以下、「本事業場」という。)における産業医として乙を選任し、乙はこれを承諾する。

（職務内容）

第２条　乙は、本事業場において労働安全衛生規則第 14 条第 1 項及び第 15条第 1 項が規定する職務並びにこれに付随する職務のうち以下のものを行う。

① 職場巡視を行うこと

② 衛生委員会又は安全衛生委員会の委員として意見を述べること

③ 健康診断及び面接指導の結果に基づき就業上の措置に関する意見を述ベること

④ 健康診断及びストレスチェックに関する労働基準監督署への報告書を確認し、署名・捺印をす

ること

⑤ 健康診断、長時間労働の面接指導、ストレスチェックその他の健康管理に関する企画に関与

し、助言や指導を行うこと

⑥ 診断書その他に記された労働者の心身の状態の情報を解釈し、加工し、就業上の措置に関する意見を述べること

⑦ 職業性疾病を疑う事例の原因調査と再発防止に関与し、助言や指導を行うこと

２　甲は、乙に対し労働安全衛生規則第 14 条第 1 項が規定する以下の面接指導等を行うことを

　　依頼することができる。

① 長時間労働に従事する労働者の面接指導

② ストレスチェックの結果に基づく労働者の面接指導

③ 職場復帰の支援等をはじめとする治療と仕事の両立支援

④ 労働者からの健康相談

３　甲は、乙に対し第 1 項及び第 2 項の各号に定めるもの以外の職務を行う場合は、甲乙協議

上、別に定める。

（甲の責務）

第３条　甲は、乙に対し労働安全衛生規則第 14 条の 4 第 1 項に基づき前条の職務を行う権限を与え、その職務遂行につき協力する。

２　甲は、乙を本事業場における衛生委員会又は安全衛生委員会の委員として指名する。

３　甲は、乙に対し本事業場の職務や作業について説明し、乙がその実態を把握し職務を遂行する

上で必要な本事業場についての情報を提供する。

４　甲は、乙に対し労働安全衛生法第 13 条第 4 項及び労働安全衛生規則第 14 条の 2 に基づ

き、乙が健康診断及び面接指導の結果に基づき就業上の措置に関する意見を述べる上で必要な労

働者についての情報を提供する。

５　甲は、乙が労働安全衛生法第 13 条第 5 項及び労働安全衛生規則第 14 条第 3 項に基づいて

行う勧告、指導及び助言を尊重し、衛生委員会又は安全衛生委員会に報告する等の必要な措置を

行う。

６　甲は、乙の業務に関する事項を作業場の見やすい場所に掲示する等して労働者に周知する。

（情報の取扱い）

第４条　乙は、前条第 3 項及び第 4 項に基づき提供された情報及び本事業場の労働者から得

た個人情報(以下、「個人情報等」という。)を産業保健の目的以外に使用しない。

ただし、個人情報保護法第 16 条第 3 項が定める場合を除く。

２　乙は、第 1 項の情報を甲の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。

３　乙は、個人情報を本人の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。ただし、個人情報保護法第 23 条第 1 項及び同条第 5 項が定める場合を除く。

（報酬）

第５条　甲は、乙の第 2 条第 1 項に定める職務に対して報酬として月額 円を毎月 日までに支払う。交通費・通信費等は別に算出した額を定額支給とする。

２　甲は、乙の第 2 条第 2 項に定める職務に対して報酬として 1 時間当たり 円を毎月

日までに支払う。

３　甲は、乙の第 2 条第 3 項に定める職務を委託する場合の報酬は、甲乙協議の上、別に定め

る。

４　甲は、本事業場以外の事業場(支社、支店等)について、乙に職務を依頼する場合には、甲乙協

議の上、別に乙の報酬を定める。

（補償）

第６条　甲は、乙が本契約に定める職務遂行中又は本事業場への移動中に、乙に生じた損害について損害賠償責任を負う。また、乙が本契約に定める職務遂行中又は本事業場への移動中に、第三者に対して損害賠償責任を負った場合は、甲がこれを代償する。ただし、乙の故意又は重大な過失により生じた損害賠償責任についてはこの限りではない。

（契約の有効期間）

第７条　本契約の有効期間は令和 年 月 日から 1 年間とする。また期間満了日の

1 か月前までに、甲乙いずれからも申し出がなければ、契約を更新するものとし、以後も同様と

する。

（契約の解約）

第８条　前条に定める本契約の有効期間内においても、甲、乙いずれからか解約の申し出がなされた時は、1ヵ月前の予告をもって本契約を解約することができる。

（契約の解除）

第９条　甲又は乙は、相手方が故意又は過失により本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず当該催告期間経過後もなお履行されないときは、本契約の全部もしくは一部を解除することができる。

２　前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、

何らかの催告なしに直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができる。

① 本件職務の遂行が不能となったとき。

② 官公署による免許、認可、登録が取り消される等、業務資格に重大な変更があった

とき。

③ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）

であること、暴力団等が経営に実質的に関与していること、又は、暴力団等と密接な

交際等をしていることが認められるとき。

④ 自ら又は第三者を利用して相手方に対して詐術、暴力的行為若しくは脅迫的言動を

　　　 用い、又は相手方の名誉、信用等を毀損し、若しくは業務を妨害したとき。

⑤ 背信行為があったとき。

⑥ 支払いの停止があったとき、又は仮処分、仮差押、差押、競売、破産手続開始、民

事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

⑦ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

⑧ 租税公課の滞納処分を受けたとき。

⑨ 業務の停止又は解散の決議をしたとき。

⑩ その他前各号に準ずる本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

３　甲又は乙は、前二項の規定により本契約を解除したときは、たとえ相手方に損害が生じたとし

ても、これを賠償する責任はないものとする。

（協議）

第１０条　本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

２　甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、甲府地方裁判所を甲と乙の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため、甲乙が署名・捺印の上、本書を各自 1 通ずつ保有する。山梨県医師会 (立会人)は、本契約に立ち会うよう努める。なお、立ち会う際は、甲乙および立会人が署名・捺印の上、甲乙および立会人が各 1 通ずつ保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 事業所名

代表者 印

乙 所在地

医療機関名

医師氏名 印

立会人所在地 甲府市徳行五丁目 13-5

　　　　　　　一般社団法人山梨県医師会

　　　　　　　　　会長　　鈴　木　昌　則　　　　印